

茨城県報 号 外

昭和53年8月7日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

公 告

●農作物奨励品種選定

次の農作物の品種を奨励品種に選定する。

昭和53年8月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 奨励品種に選定したもの

陸稲「フクハタモチ」

2 奨励品種に選定した品種の特性

(1) 来 歴

昭和40年茨城県農業試験場において陸稲「関東糯76号」を母とし、F₁「石系116号(ギンマサリ(水)×農林12号)×タチミノリ」を父として人工交配を行い、以降選抜と固定を行い育成されたもので、52年度で雑種第12代である。本県奨励品種決定試験は昭和48年から行い、49年から県内地域の適応性を検討してきた。

(2) 特性の概要

出穂、成熟が「ハツサクモチ」よりそれぞれおおむね6日早い早生の糯系統である。「ハツサクモチ」より約10cm短かい短稈で短穂種で、稈はやや柔軟性があり倒伏に強い。

いもち病抵抗性は「ハツサクモチ」程度であるが、ゴマハガレ病に若干弱い傾向があり、穂発芽性はやや劣り、陸稲としては中程度といえる。生育量の少ない割に収量性があり、玄米品質はやや水稻型の粒形で千粒重も重く、やや黄色味を帯びている。搗精特性は「ハツサクモチ」よりつけやすく、餅としての食味は極めてすぐれている。

(3) 栽培上の注意

ア 地力が低く、「ハツサクモチ」でも倒伏しないような普通畑等では、稈が伸びず、収穫作業に支障をきたすとともに、ゴマハガレ病や品質低下が問題となるので栽培しない。

イ 早生であるが耐干性は「ハツサクモチ」よりやや弱いので、干ばつのおそれのある場合は、かん水する。

ウ 穂発芽性は陸稲としては中位であるが、「ハツサクモチ」に比べてやや劣るので、刈り遅れないようにする。

(4) 奨励品種に採用する理由

畑作の作目構成は、大巾に変化し、畑作経営の主体は普通作物から収益性の高い作物(野菜

等)に移行したが、これらの作物は専作化の傾向が強くあらわれ、その結果として連作がみられ、特に野菜は連作障害による収量、品質の低下が問題となつてゐる。したがつて、それらの地帯では、連作障害等を軽減、回避して産地の維持、発展を図る必要がある。その対策としては、合理的な輪作体系を組むことが基本的な対策であり、清浄作物として、陸稲、とうもろこしなど禾本科作物導入の必要と効果が確認されている。

特に、陸稲は野菜畑地における重要な輪作作物としての意義づけが強く、「フクハタモチ」は短稈で耐傾伏性があるので、輪作体系上から、地力が高く、「ハツサクモチ」では傾伏が問題となつてゐる野菜作地帯並びに肥沃地等に好適するものと考えられる。

さらには極早生種であることから、後作野菜(ハクサイ、レタス等)との作季競合をも緩和できるので、その意義づけは大きい。

以上の理由から、この品種を奨励品種に採用することにより、陸稲の作柄安定と作付拡大を図り、輪作体系の確立と野菜の生産を安定させようとするものである。

(5) 普及見込地帯

野菜連作畑及び肥沃地等で「ハツサクモチ」が倒伏する地帯、特に県西地域等の7～8月に比較的降雨の多い地帯で、しかも野菜連作対策として作付組合せ上、陸稲を必要とするところを主力に普及見込面積は約3,000 haとする。

(6) 茨城県農作物奨励品種特性表(抜すい)

陸稲奨励品種特性表

梗の 糯別	品 種 名	両 親 品 種 名	奨励品 種編入 年 次	草 型	播種期 (月日)	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	稈長 (cm)	㎡当り 穂数 (本)	玄米 千粒重 (g)	稈の 強さ	芒の 長さ	稈先 の色	籾の 易さ	玄米 の色	品質
糯	ハツサクモチ	陸稲農林糯20号×陸稲 農林糯4号	昭43	中間	4.18	8.11	9.14	73	286	18.0	稍強	中	紫	難	ろう白	中中
糯	ハタキモモチ	農林糯1号×農林7号	昭40	中間	4.18	8.17	9.27	75	253	21.0	強	短	白	"	"	中上
糯	フクハタモチ	関東糯76号×F ₁ (石 系116号×タチミノリ)	昭53	偏穂数	4.18	8.5	9.8	63	293	19.8	強	"	紅	"	淡黄白	中中

食味	栽 培 適 地	すぐれた性質	お と つ た 性 質
良	早期栽培地帯	早生そ業前作用にも適 する。	
良	県下一円	強稈で倒伏に強い。 早播適応性が大きい。	成熟期が稍おそい、
良	野菜地帯及び 肥沃地	極早生で倒伏に強く、 後作野菜との作季競合 を緩和できる	耐干性、穂発芽性がや や劣る。

注 数値は下記条件における試験結果による。

- (1) 試験年次：昭48～昭52年
- (2) 試験条件：標準栽培
- (3) 試験圃場：茨城県農業試験場（水戸市上国井町）畑（火山灰土壌黒色壤質型）

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

◁◁◁ 茨 城 県 報 ▷▷▷

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所